

令和5年度阿賀町社会福祉協議会事業計画

1 基本方針

少子高齢化の急激な進行が大きな影響を及ぼし、町の人口も大幅な減少となっている状況にあります。特に一人暮らし高齢者世帯の増加が進んでおり、これまでの福祉制度では対応できないようなさまざまな生活上の課題も発生しています。また、新型コロナウイルス感染症拡大により生活に及ぼす影響は深刻で長期化しています。今後は、ポストコロナを視野に顕在化した多様な生活課題を抱える方への継続的な支援が課題となっています。

そんな中、地域共生社会の実現に向けて、それぞれの地域の特性や生活課題等に応じた住民参加による包括的支援体制の構築が進められています。地域共生社会とは「地域に暮らす全ての人びとがそれぞれに役割を持ちながらともに支え合い、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」とされており、その実現のためには、「福祉のまちづくり」に取組んできた社会福祉協議会が、中心的な役割を果たしていくことが求められています。

当会では、地域福祉活動のあり方について見直し、これまでの取り組みを更に一步前進させ、これからの時代に合った地域福祉事業の推進を図ります。そのために、地域福祉推進団体としての当会が呼びかけて、住民、地域で地域福祉活動を行う人や団体、福祉サービスを実施する事業者等と相互に協力して、これからの地域福祉推進の「羅針盤」となる活動・行動計画「地域福祉活動計画」を2か年計画で策定を目指します。

2 重点事業

(1) 社協活動の基盤強化

公益性と非営利性をもつ社会福祉法人として、また住民参加の地域福祉活動を推進する社会福祉協議会として、地域住民や関係機関の理解と信頼を得られる事業展開を行うことは重要な課題です。そのため、事業運営の透明性を確保しながら住民の共感を得られるように積極的な広報活動に取り組みます。また、社協会費や共同募金運動を積極的に進め、地域福祉事業の自主財源の確保に努めます。

- ①会費 ②共同募金 ③広報活動

(2) みんなで支え合う地域づくりの推進

人と人、人と地域社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら地域で安心して暮らすには、ふれあいサロン等の小地域活動の促進、地域の事業者や住民による見守りや生活を支える活動の推進、担い手づくりや福祉教育の充実などが結びついて関連しあって進んでいく取り組みを推進していきます。

- ① 地域福祉活動計画推進事業（新規）
- ② ボランティアセンター運営事業
（みんなでささエール・災害ボランティア・花いっぱい・福祉教育含む）
- ③ わんぱくキッズサロン事業（ブックスタート含む）

- ④ ふれあい・いきいきサロン事業
- ⑤ 生活支援コーディネーター事業
- ⑥ 配食サービス事業
- ⑦ 訪問理美容サービス事業
- ⑧ 寝具乾燥消毒サービス事業
- ⑨ 身体障害者等タクシー利用料助成事業

(3) 伴走型の個別支援の推進

さまざまな生活課題や日常生活の困りごとを抱える世帯を対象として、専門職が幅広く相談を受け、必要に応じ資金貸付、福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理のほか、成年後見制度の法人後見等を用いて支援します。また、当事者が地域とつながり、地域社会に参加しながら生活することができるよう長期的に伴走しながら支援します。

- ① 生活福祉資金貸付事業（受託事業）
- ② 小口資金貸付事業
- ③ 日常生活自立支援事業（受託事業）
- ④ 成年後見制度法人後見運営事業

(4) 安心安全な介護・生活支援サービスの提供と福祉を支える人材の確保・育成・定着を図ります

「ポストコロナ」にも応じて福祉サービスを継続するなど、どのような状況においてもサービスが継続できるよう、限られた人材を最大限に活かせる体制を構築するため、職員がやりがいを持ち、モチベーション高く働くことができる環境改善に資する人事制度や労務管理の見直しを推し進めます。

【通所介護事業】

- ① 安定した収入の確保を図るため、1日平均25名（津川）、23名（上川）、21名（鹿瀬）以上の受け入れを目指します。また、高騰する燃料費・物価高に対応するため、介護保険給付対象外である昼食費の改定と新たな加算算定に向けて検討を図ります。
- ② 令和6年度より義務化される「業務継続計画の策定」、「感染症対策の強化」、「虐待防止の措置」については法人単位で取り組みます。また、利用者サービスの質の向上に向けた取り組みとして、年間を通じて季節感を感じられるプログラムの実施や個別プログラム・選択プログラムの充実を図ります。
- ③ 適正運営の徹底と公正・中立性の確保を図るため、ステップアップシートを基に職員自らが行う自己評価とサービス利用満足度や嗜好調査等を通じての他者点検を実施し、利用者ニーズに対応したサービスの提供と充実を図ります。

【居宅介護支援事業】

- ① 介護支援専門員が抱える困難事例への取り組みとして、事業所内での事例検討や話し合い、自己評価表に基づき検討・評価を定期的に行い職員の資質向上に努めます。
- ② 地域包括支援センター、医療機関（医療連携室）、民生委員等との関係強化、信頼関係の構築と地域における社会資源を活用することなどにより新規利用者の確保に努めます。
- ③ 身体拘束及び虐待の指針作成や災害及び感染対策におけるBCP（事業継続計画）策定のための委員会設置の取り組みを実施し、必要なサービスが安定的・継続的に提供されるよう取り組みます。

【介護予防・日常生活支援総合事業】

- ① ふれあいデイサービス阿賀は、広報パンフレット配布、テレビ端末やホームページの活用、体験会の開催、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等への働きかけを通じて利用者確保に努めます。
- ② はつらつ健康クラブは、トレーニングマシンによる運動等やレクリエーション・認知症予防プログラム等を展開しながら、健康づくり生きがいつくりの場を提供します。また、作業療法士等専門職に依頼し利用者の生活・運動指導及びリスク管理等の充実を図ります。

令和5年度事業（全体）

※（ ）は前年度実績

1. 法人運営事業

評議員会・理事会等の開催や職員の研修、事務組織の効率化・充実を推進します。

- ・評議員会 定時（6月） 臨時（3月及び必要がある場合）
- ・理事会 定時（6月/3月） 臨時（随時）
- ・監事会 決算監査（5月）
- ・その他の会議 福祉サービス苦情解決委員会（年1回）
ボランティアセンター運営委員会（年4回）
法人後見事業運営委員会（随時）
代表者会議（毎月1回）
施設長会議（毎月1回）
地域福祉会議（随時）
介護支援専門員検討会（毎月1回）
主任生活相談員会議（毎月1回）
看護職員連携会議（隔月）
新型コロナウイルス感染症対策委員会（毎月1回）

2. 地域福祉活動事業

- ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ・地域福祉活動計画策定事業（新規） 406千円
- ・法人後見事業 960(1,500)千円
- ・日常生活自立支援事業 769(681)千円
- ・小口資金貸付事業 401(401)千円
- ・生活福祉資金貸付事業（県社協委託事業） 112(112)千円
- ・小地域福祉活動推進事業（ふれあい・いきいきサロン） 448(524)千円
- ・みんなでささエール事業（除雪機貸出事業含） 344(289)千円
- ・広報活動推進事業 251(297)千円

3. 共同募金配分金事業

- ・赤い羽根共同募金運動
- ・共同募金配分金事業の実施
 - ① 福祉教育推進事業（新規） 45千円
 - ② 地域福祉活動計画策定事業（新規） 162千円
 - ③ 各種団体助成 140(180)千円
 - ④ 花いっぱい運動 160(180)千円
 - ⑤ 社協だより「よつば」広報（年5回発行） 721(833)千円

⑥ 身体障害者等タクシー券助成	180(220)千円
⑦ 阿賀町社会福祉大会	209(249)千円
⑧ ボランティアセンター運営事業	507(942)千円
⑨ 子育て支援事業（わんぱくキッズサロン・ブックスタート）	185(212)千円
⑩ ボランティア活動グループ団体助成事業	120(120)千円
・阿賀町共同募金委員会（年2回）	
・阿賀町共同募金委員会助成審査委員会（随時）	

4. 生活支援サービス事業（町からの受託事業）

・生活支援移送サービス事業	1,540(1,465)千円
・寝具乾燥消毒サービス事業	101(92)千円
・訪問理美容サービス事業	25(25)千円
・配食サービス事業	7,293(7,302)千円
・生活支援コーディネーター事業	432(165)千円

5. 第17回阿賀町社会福祉大会

福祉に対する意識の向上を目指し、福祉功労者に対しての表彰、講演・イベント、障がい者通所作業所の作品の展示・販売を行います。

6. 公共施設の管理（指定管理及び受託管理）

・阿賀町総合福祉保健センター「やまぶきの里」	7,700(6,996)千円
・阿賀町老人福祉センター「さわやかホーム角神」	3,720(3,331)千円
・阿賀町高齢者生活福祉センター	1,452(1,562)千円
・高齢者生活支援ハウス	2,730(2,684)千円
・津川デイサービスセンター	67,800(71,143)千円
・鹿瀬デイサービスセンター	61,790(60,146)千円
・上川高齢者生活福祉センター	61,410(64,285)千円
・上川高齢者ふれあい会館	346(297)千円

7. 居宅介護支援事業所の運営

・社会福祉法人阿賀町社会福祉協議会 ケアプランセンターやまぶき	介護支援専門員4名配置	28,042(30,578)千円
------------------------------------	-------------	------------------

8. 介護予防・生活支援事業

「はつらつ健康クラブ」	6,364(6,532)千円
・阿賀町地域ミニデイサービス事業実施要綱に規定する対象者等で、送迎、体操、トレーニングマシンによる運動等のサービスを提供し、社会的孤立を防止し、生きがいづくり及び健康保持を図り、地域における自立した日常生活を支援することを目的とします。	

「ふれあいデイサービス阿賀」

10,741(11,303)千円

- ・ふれあいデイサービス阿賀における独自事業
- ・第一号通所事業（通所介護相当サービス）

要支援認定者、事業対象者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう通所型サービス A を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるようサービスを提供し、事業対象外の事業利用希望者については一般介護予防事業として、同時運営いたします。また、第一号通所事業（通所介護相当サービス）は津川デイサービスセンター、鹿瀬デイサービスセンター、上川高齢者生活福祉センターにおいて、要支援認定者、事業対象者に通所介護施設での介護予防サービスを提供します。

9. 施設ごとの事業計画

（1）阿賀町総合福祉保健センター「やまぶきの里」

市民の健康増進及び老人福祉の向上のための便宜を総合的に提供し、心身機能の維持を図り、福祉保健事業を総合的に行うことにより福祉保健ニーズに資することを目的として設置された施設であるので、これらの目的を達成するための事業・検診（健診）等（町事業）の開催の利便性を確保し、目的が達成されるよう側面から支援していく。又、施設が良好な状態で使用できるよう管理する。

（実施事業）

※ 町が実施する事業

住民の特定健診及び各種がん検診
乳幼児健診
食生活改善推進委員の研修

※ 社会福祉協議会が実施する事業

「ふれあいデイサービス阿賀」・「はつらつ健康クラブ」事業
キッズサロン
ボランティア講座
ふれあいいきいきサロン代表者会議
評議員会・理事会その他各種会議
町身体障害者福祉協会各種会議
町老人クラブ連合会各種会議等

(2) 阿賀町老人福祉センター「さわやかホーム角神」

地域の高齢者等に対する各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための事業に対し便宜を計り、高齢者が健康で明るい生活を営める手助けになるよう設置された施設。設置目的を達成するため、各種事業の利便性を確保し、事業の目的が達成されるよう協力・支援していく。又、施設・設備の維持管理には十分留意し、良好な状態を維持するため、点検、整備、清掃に心がける。

(実施事業)

※ 社会福祉協議会が実施する事業

「ふれあいデイサービス阿賀」「配食ボランティア会議」

(3) 阿賀町高齢者生活福祉センター（デイサービスセンター・高齢者生活支援ハウス）

高齢者を入居及び通所の方法により、自立的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図り、これらの高齢者等とその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。これらの目的を達成するために、高齢者生活支援ハウスに関する業務、通所介護事業に関する業務を行う。

① 高齢者生活支援ハウス

概ね60歳以上のひとり暮らし・夫婦のみの世帯で、家族による援助を受けることが困難で、高齢等のために独立して生活することに不安のある方に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより安心して健康で明るい生活を送れるよう支援する。

② 通所介護事業（内容別掲）

(4) 上川高齢者ふれあい会館

介護予防・生活支援サービス事業を実施する上川地区の「ふれあいデイサービス阿賀」事業所として、町指定管理施設となる。

(5) デイサービスセンター（津川、鹿瀬、上川）

要介護状態になっても可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の介護、心身機能の維持並びに向上のための訓練等を実施する。又利用者の家族の相談に応じる等、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る等利用者とその家族の福祉の増進を図ることを目的とする。また、要支援1・2及び要支援から第一号通所事業（通所介護相当サービス）に移行した介護予防・日常生活支援総合事業の対象者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるようサービスを提供する。

(利用対象者)

- ・ 65歳以上（第1号被保険者）の要介護・要支援認定者
- ・ 40歳以上65才未満（第2号被保険者）の、特定疾病に起因する要介護・要支援認定者

(利用定員)

津川デイサービスセンター	30人
鹿瀬デイサービスセンター	25人
上川高齢者生活福祉センター	30人

(サービス内容)

- ・入浴に関すること ・食事に関すること ・生活指導に関すること
- ・日常生活動作訓練に関すること ・運動器機能向上に関すること
- ・日常の介護に関すること ・送迎に関すること ・利用者やその家族の相談に関すること

(サービス提供時間 基本 7-8 時間)

- ・4月から翌年3月(年間)

津川・鹿瀬デイサービスセンター、上川高齢者生活福祉センター

(休日)

- ・日曜日、12月31日～翌年1月3日

(6) 居宅介護支援事業所(ケアプランセンターやまぶき)

居宅の要介護者が介護保険から給付される居宅サービス等を適切に利用できるよう、要介護者の依頼を受けて、利用するサービスの種類・内容等を定めた居宅サービス計画の作成、居宅サービス事業者等との連絡調整や、介護保険施設への紹介等のケアマネジメント(居宅介護支援サービス)を行う。